



生活習慣病予防のための「運動教室」

4月から

国民健康保険税を改定します 年5千円(平等割)引き上げ 軽減割合と対象世帯を拡大

昨年の12月定例会市議会で、国民健康保険(国保)税条例の一部を改正する条例案が可決され、4月から国保税を改定することになりました。今号では、国保の仕組みや国保財政の現状と合わせて、国保税の改定のあらましをお知らせします。

⇒保険年金課(TEL775-5136・FAX775-9827)

国保は病気やけがなどに備えるための保険制度

国保は、万が一病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が負担金(国保税)を出し合い、互いに助け合う制度です。後期高齢者医療制度や職場の健康保険などに加入していない人を対象とし、市区町村が運営しています。現在、上尾市の国保には約6万4千人(3万6千世帯)が加入しています。

国保は特別会計で運営

国保は、一般会計とは別に、特定の歳入(国保税など)を特定の歳出(医療費など)に充てる特別会計で運営しています。国保の大きな目的は、加入者の医療費を負担することです。医療費は①国保税②国・県からの補助金(公費)——などを主な財源としています。しかし、これらの財源だけでは、年々増加する医療費を賄いきれないため、一般会計からの繰入金で補填し運営しているのが現状です。

医療費増が厳しい 国保財政の原因に

国保財政が厳しい主な原因には、次のことが考えられます。

- ① 加入者の高齢化による医療費の増加
- ② 医療技術の高度化による医療費の高額化

③ 景気低迷の影響を受けた、国保税収の低下(図1参照)

国保財政の健全化に向けて

市では、国保財政の健全化に向けて次のようなさまざまな取り組みを行っています。

- ① 国や県に対して、財政支援策などの制度改善を要望
- ② 国保税の収納率向上を目的とした口座振替・コンビニ収納の推進や、納税相談などの強化
- ③ 医療費削減を目的とした加入者向けの生活習慣病予防対策事業などの充実

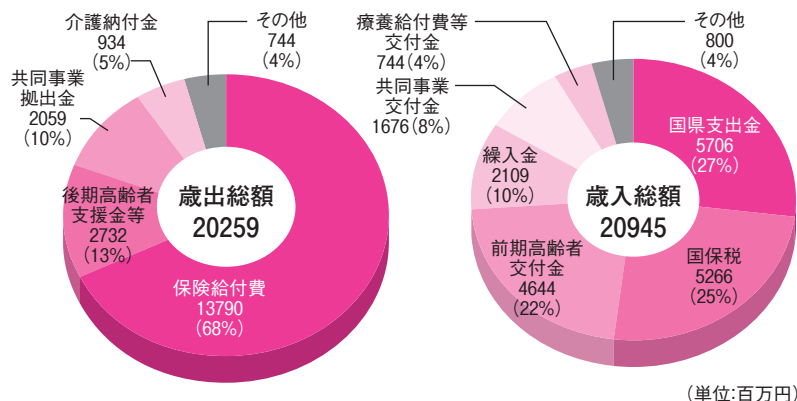
一般会計からの繰り入れ増大

平成21年度の国保特別会計決算では、歳入総額209億4千500万円のうち、国保税は52億6千600万円とわずか25%で、一方の繰入金金は21億900万円と10%にも達していません(図2参照)。本来、一般会計は福祉・教育・道路整備など市民全体のために有効に使うべきもので、特別会計に繰り入れるのは制度上好ましくありません。

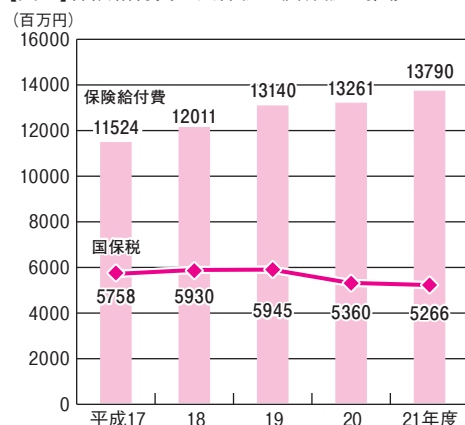
軽減割合を7.5:2割へ

このような状況から、今回国保税を改定することになりました。改定

【図2】平成21年度国保特別会計決算の状況



【図1】保険給付費・国保税の決算額の推移





【表2】軽減割合の改定(均等割額・平等割額)

世帯主と加入者の前年中の所得額の合計	22年度	23年度
33万円以下	6割	7割
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数)以下	4割	5割
33万円+(35万円×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数)以下	—	2割(新設)

※介護分とは、40～64歳までの加入者が負担する保険料です。
 ・所得割…世帯の所得に応じて計算
 ・資産割…世帯の固定資産税額に応じて計算
 ・均等割…世帯の加入者数に応じて計算
 ・平等割…1世帯当たりの額
 ※合計額が限度額を超えときは、限度額が保険税となります。

【表1】国保税の改定内容

区分	22年度	23年度	増減	
医療分	所得割	6.8%	据え置き	
	資産割	30%	据え置き	
	均等割	1万円	据え置き	
	平等割	1万円	1万5千円	5千円
	課税限度額①	47万円	50万円	3万円
後期高齢者支援分	所得割	1.5%	据え置き	
	均等割	8千円	据え置き	
介護納付金分	課税限度額②	12万円	13万円	1万円
	所得割	1.0%	据え置き	
	均等割	9千円	据え置き	
課税限度額合計 (①+②+③)	9万円	10万円	1万円	
	68万円	73万円	5万円	

の詳細は、表1・2のとおりです。改定前と比べると、医療分の平等割を年間5千円増額しました。また軽減割合を7・5・2割へと拡大し

【表3】国保税の計算例

●例1 夫(42歳)営業所得300万円・妻(40歳)所得なし・子ども1人・固定資産税6万円の場合

改定前	改定後	増減額
34万8200円	35万3200円	5千円

●例2 夫(38歳)給与収入260万円・妻(37歳)給与収入70万円・子ども2人・固定資産税なしの場合
→5割軽減

改定前	改定後	増減額
19万600円	17万8200円	△1万7800円

●例3 夫(65歳以上)年金収入225万円・妻(65歳未満)年金収入80万円・固定資産税なしの場合
→2割軽減

改定前	改定後	増減額
9万3200円	8万8千円	△5200円

的に利用しましょう

- ジェネリック(後発)医薬品を積極的に利用しましょう
- 年1度の特定健康診査で、病気の早期発見・早期治療に努めましょう
- 安易な重複受診はしないようにしましょう
- 規則正しい生活と適度な運動で健康な体をつくりましょう
- 療養費を削減することができ、常に心身共に健康な生活が送れるよう、次のことを心掛けましょう。
- 一人一人が日頃から生活習慣や医療機関の受診の仕方を見直すことで、医療費を削減することができ、常に心身共に健康な生活が送れるよう、次のことを心掛けましょう。

日頃の生活習慣の見直し
医療機関の適正な受診を

たことにより、国保税の減額される世帯が増えます(表2・3参照)。課税限度額については、国の基準に合わせ、表1のとおりそれぞれ改定しました。

3月31日終了
上尾駅西口レンタサイクル

⇒市民安全課(TEL775-5138・FAX775-9927)

上尾駅西口レンタサイクルは、3月31日(木)で終了になります。長い間ご利用いただき、ありがとうございました。利用していただいた皆さんには、ご不便をお掛けしますが、事業終了にご理解くださるようお願いいたします。

▶受付期限 定期利用/3月10日(木)まで、一時利用/3月31日(木)まで
※当日午後8時30分までに返却してください。

4月1日開始

貸自転車の一時的利用
あげおサイクルポート西

⇒上尾都市開発(株)(TEL775-8001・FAX775-8004)

貸自転車(レンタサイクル)の一時的利用を新たに始めます。

▶開始日 4月1日(金) ▶ところ あげおサイクルポート西(柏座1-13、TEL773-4806) ▶対象 12歳以上で、自転車の利用に安全上支障のない人 ※小学生は利用できません。 ▶利用時間 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) ▶使用料 1回300円 ▶申し込み 運転免許証、健康保険証、学生証などの身分を証明するものを用意して、直接あげおサイクルポート西へ
※定期利用は取り扱っていません。

市と東京電力株式会社さいたま支社は「大規模災害時等における電力復旧等に関する協定」を2月7日に締結しました。

これは市内で地震、風水害その他の災害により大規模な停電事故が発生した場合、いち早く電力を供給して市民生活を早期に安定させるためのものです。市の防災行政無線による停電情報の広報、同社さいたま支社からの支援物資の無償提供、市の施設・駐車場などの使用を定めています。

⇒市民安全課(TEL775-5140・FAX775-9927)

「大規模災害時等における電力復旧等に関する協定」を締結



協定書を携える東京電力(株)さいたま支社の伊東支社長(左)と島村市長